



軽 自動車税は4月1日現在
所有されている方に課税
されます。
譲渡や廃棄をしても、廃車
の手続が済んでない場合は課
税されます。また、転出した
ときは、住所変更をする必要
があります。
廃車や住所変更の手続が必
要な方は、3月31日までに手
続をお願いします。

2

手続が済んでいるかご確認ください！
軽自動車等の廃車手続について

◎桂川町ナンバーの場合は、役場税務課窓口で手続きできます。

< 125cc以下のバイク、小型特殊自動車（農耕作業用等） >

手続きに関する必要書類一覧

【登録のとき】 ●・・・必要 ▲・・・どちらか一方は必要

申請の内容		販売 証明書	廃車申告 受付書	譲渡 証明書	ナンバー プレート	標識交付 証明書	印鑑	身分 証明書
購入したとき		●					●	●
譲り受けたとき	廃車手続済		▲				●	●
	未廃車			●	●	●	●	●
転入したとき	廃車手続済		●				●	●
	未廃車				●	●	●	●

【譲渡・転出・廃車のとき】 ●・・・必要

申請の内容	盗難届 受理番号	ナンバー プレート	標識交付 証明書	印鑑	身分 証明書
盗難にあったとき	●		●	●	●
転出するとき（転入先でも手続きができます）		●	●	●	●
譲渡または廃棄するとき		●	●	●	●

※本人確認のため、身分証明書（免許証等）が必要になります。
※盗難による廃車の場合は、警察署に必ず盗難届けを提出してください。
※ナンバープレートがない場合は、標識弁償金（150円）が必要です。

◎筑豊ナンバー（軽乗用車）の場合は、役場で手続きできません。



車種	手続先
原動機付自転車 (125cc以下のバイク)	各市町村
小型特殊自動車	
軽自動車	軽自動車検査協会
125ccを超え 250cc以下のバイク	全国軽自動車協会連合会
二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	九州運輸局福岡運輸支局

問合先 税務課 税務係 ☎65・1076